

### 収入等申告書

<設定例>

世帯主、妻、子（16歳）、母（70歳）の4人世帯

○令和2年中収入

世帯主：事業収入540万円、不動産収入150万円

妻：給与収入115万円

母：年金収入90万円

世帯主の令和3年の事業収入が減少した場合。

令和 **4** 年 **0** 月 **0** 日

申請者

住所	南房総市〇〇町〇〇〇番地
氏名	南総 太郎

※台帳等を  
参照してください。

#### ア. 主たる生計維持者（世帯主）の減少した収入について

主たる生計維持者の氏名	収入の種類	①令和2年中の収入額	②左のうち持続化給付金等の額	令和2年中の所得額	③令和3年中の収入額	④左のうち持続化給付金等の額	減少率 1-(③-④+⑤)/ (①-②)	判定
南総 太郎	事業	5,400,000 円	1,330,000 円	1,232,000 円	1,800,000 円	0 円	55.8%	○
減少した収入が複数あるときはそれぞれ記入してください。		円	円	円	円	円		
				計	1,232,000 円 (B)			

(注1) 対象となる収入は、事業（営業等・農業）収入、給与収入、不動産収入または山林収入です。事業収入について、「営業等」と「農業」の両方の所得がある場合は、「営業等」と「農業」をまとめて事業収入として計算してください。

(注2) 「収入」…事業であれば経費や仕入を差し引く前の売上額、給与であれば保険料、源泉徴収税額等を差し引く前の額。確定申告書-第1表の「収入金額等」の欄、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額。

(注3) 「所得」…事業であれば売上から経費を差し引いた後の額、給与収入であれば給与所得控除後の額。確定申告書-第1表の「所得金額等」の欄、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額。

(注4) 「減少率」が30%未満の場合は対象外となります。

#### ○ 収入減少により受け取った、保険金・損害賠償金等の額

⑤ **0** 円

※国や自治体から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は含まれません。

#### イ. 主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額について

(上記アに記入した以外の所得がある場合のみ)

収入の種類	令和2年中の所得額	
不動産	1,000,000 円	(注6) 令和2年中の所得額の合計が400万円を超える場合は対象外となります。
	円	
	円	
合計	1,000,000 円	

判定 ○

#### ウ. 主たる生計維持者の全ての所得に係る前年合計所得額について

収入の種類	令和2年中の所得額	
事業	1,232,000 円	(注7) 令和2年中の所得額の合計が1,000万円を超える場合は対象外となります。(介護保険は除く)
不動産	1,000,000 円	
	円	
合計	2,232,000 円	

判定 ○

(裏面に続く)

○ 主たる生計維持者及び全ての国民健康保険加入者の前年の合計所得について

(介護保険は主たる生計維持者の合計所得のみ減免額の計算に使用します)

非  
自  
発

「非自発的失業者」に該当する場合は●を選択	続柄	令和2年中の所得額	(注8) 令和3年4月1日時点で満18歳以下の方、学生の方は記入不要です。  年金収入90万円の場合、公的年金等控除額(65歳以上)を差し引くと所得は0円となります。  失業者(倒産や解雇等で離職した未満の方)に該当する場合、給与所得30とみなして計算します。  (国民健康保険のみ)
南総 太郎	主	2,232,000 円	
南総 花子	妻	600,000 円	
南総 春子	母	0 円	
合計(C)		2,832,000 円	

○ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業に該当する場合は●を選択→

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額が免除となります。

----- 以下は記入不要です -----

○減免額の試算(参考)

**【国民健康保険】**

$$\begin{aligned}
 & R3 \text{ 保険税額 (A) (R4.4月以降納期分)} \times \text{減少見込みの事業収入等に係る令和2年中の所得 (B)} \div \text{主たる生計維持者及び全ての被保険者の令和2年中の所得額 (C)} \\
 & (A) \quad 28,700 \text{ 円} \times (B) \quad 1,232,000 \text{ 円} \div (C) \quad 2,832,000 \text{ 円} = (D) \quad 12,485 \text{ 円} \\
 & \hspace{15em} \text{(円未満切捨)} \\
 & (D) \times \text{減免割合} = (D) \quad 12,485 \text{ 円} \times \frac{10}{10} = \text{減免予定額} \quad 12,500 \text{ 円} \\
 & \hspace{15em} \text{(100円未満切上)}
 \end{aligned}$$

**【介護保険】**

$$\begin{aligned}
 & R3 \text{ 保険料額 (A) (R4.4月以降納期分)} \times \text{減少見込みの事業収入等に係る令和2年中の所得 (B)} \div \text{主たる生計維持者の令和2年中の所得額 (C)} \\
 & (A) \quad 5,600 \text{ 円} \times (B) \quad 1,232,000 \text{ 円} \div (C) \quad 2,232,000 \text{ 円} = (D) \quad 3,091 \text{ 円} \\
 & \hspace{15em} \text{(円未満切捨)} \\
 & (D) \times \text{減免割合} = (D) \quad 3,091 \text{ 円} \times \frac{8}{10} = \text{減免予定額} \quad 2,480 \text{ 円} \\
 & \hspace{15em} \text{(10円未満切上)}
 \end{aligned}$$

※減免割合について

**【国保】**

主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

**【介護】**

主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額	減免割合
210万円以下	10分の10
210万円超	10分の8